

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成4年12月から6年2月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年5月10日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月及び同年4月の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年5月10日まで

A社に係る厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、平成4年12月以降の標準報酬月額が遡って減額され、資格喪失日も実際に退社した日と異なる日付で記録されていることが判明した。

保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の7年2月1日付けで、4年12月から5年9月までは28万円、同年10月から6年2月までは32万円に遡って引き下げられていることが確認できるほか、当該事業所において同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している48人（申立人を除く。）のうち21人が、申立人と同様に7年2月1日付けで、標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が平成6年5月9日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年3月31日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年5月19日付けで同年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われている上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人以外に48人確認できるところ、そのうち21人が前述のとおり7年2月1日付けで標準報酬月額を減額訂正されている上、2人は6年5月20日付けで当初記録されていた資格喪失日を同年4月1日から同年3月31日に訂正処理されている。

さらに、当時の状況について取締役及び経理担当者だった者は、いずれも「会社の倒産は手形の不渡り事故によるもので、5月上旬まで通常どおり営業しており、破産手続と同時期に当時の従業員を解雇することになった。」と供述しているところ、A社の商業登記簿によると平成6年5月*日に破産宣告を受けていることが確認でき、申立期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年3月31日をもって当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年5月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正前の平成6年2月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで
③ 平成 15 年 8 月
④ 平成 15 年 12 月 24 日
⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
⑥ 平成 17 年 8 月 17 日
⑦ 平成 18 年 12 月 21 日
⑧ 平成 19 年 12 月 21 日
⑨ 平成 20 年 12 月 22 日

申立期間③については、同じ月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無く、その他の申立期間については、月例給与及び賞与から控除されている厚生年金保険料の額が年金記録の標準報酬月額(標準賞与額)から計算される厚生年金保険料の額と相違している。

給料明細書を提出するので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(標準賞与額)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給料明細書(月例)において源泉控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から求められる厚生年金保険料額より高額であることが確認できる。

しかし、A社は、「厚生年金保険料の控除は当月控除であるが、申立人

の資格取得月(平成 13 年 12 月)の厚生年金保険料を同月分給与から控除することができなかつたため、14 年 2 月から同年 10 月までの給与から分割控除した。」と回答しているところ、申立人から提出された 13 年 12 月の給料明細書(月例)において、厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できる上、14 年 2 月から同年 10 月までの給料明細書(月例)において源泉控除されている厚生年金保険料の合計額は、オンライン記録の 13 年 12 月から 14 年 10 月までの標準報酬月額から求められる厚生年金保険料の合計額とほぼ一致することから、事業主は、申立人の資格取得月に控除すべき厚生年金保険料を同年 2 月分から同年 10 月分までの給与から分割して源泉控除していることが確認できる。

- 2 申立期間③及び④については、申立人から提出された給料明細書(賞与)によると、平成 15 年 8 月の支給額は 12 万 1,000 円、同年 12 月の支給額は 18 万円であることが確認できるが、オンライン記録においては、同年 8 月の記録は無く、同年 12 月 24 日は 30 万 1,000 円と記録されている。

また、A社は、「平成 15 年 8 月に支給された賞与について、社会保険事務所(当時)への届出を失念したため、同年 8 月及び同年 12 月の賞与支給額の合計額を同年 12 月の賞与支給額として届出した。」と回答しており、前述の平成 15 年 8 月及び同年 12 月の給料明細書(賞与)支給額の合計額(30 万 1,000 円)は、同年 12 月 24 日のオンライン記録の標準賞与額(30 万 1,000 円)と一致することから、事業主は、届出が漏れた同年 8 月の賞与支給額を同年 12 月分の賞与支給額に合算して届出を行ったことが確認できる。

さらに、前述の平成 15 年 8 月及び同年 12 月の給料明細書(賞与)における保険料控除額の合算額に基づく標準賞与額は、同年 12 月 24 日のオンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

- 3 申立期間②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間②については、オンライン記録の標準報酬月額が、給料明細書(月例)により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致しており、申立期間⑤、⑥及び⑨については、給料明細書(賞与)により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であり、また、申立期間⑦及び⑧については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であるものの、オンライン記録の標準

賞与額が、給料明細書(賞与)に記載された賞与額に見合う標準賞与額と一致していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から同年 12 月まで

昭和 53 年 9 月から平成 22 年 12 月まで A 社に勤務していたが、年金事務所に照会したところ、昭和 54 年の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

入社時は季節労働者として、5 月から 12 月まで仕事をし、翌年、B 職の資格を取得し、毎年勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 54 年 4 月 10 日から同年 12 月 25 日までの期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は昭和 53 年 12 月 21 日に一度、厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、54 年 6 月 1 日に再び適用事業所となっているため、申立期間のうち同年 5 月は適用事業所ではなかった上、当該事業所は、「適用事業所ではなくなった時期は仕事が少なく従業員の雇用ができず、社長自身も無給だった。申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた者のうち、現在も勤務している二人についても、当時は正式には雇用せずアルバイトであり、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、昭和 53 年又は 55 年に厚生年金保険の被保険者記録が有り、54 年の被保険者記録が無い者 5 人のうち、生存及び所在が判明した 2 人は、当時の職種を B 職及び C 職だったと供述している。

さらに、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち、生存及

び所在が判明した6人に照会したところ、唯一回答を得られた者は、「私はB職ではなくD職の仕事をしていた。厚生年金保険がどのように掛けられていたかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。